

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

企業をとりまくさまざまな
サイバーリスクに備えたい方に

事業用

サイバーセキュリティ保険

令和3年10月以降 保険始期用



サイバーセキュリティ保険



サイバー攻撃、情報漏えいへの備えとして。
まさかの時、対応・復旧・再発防止費用を補償します！

サイバー攻撃

サーバやパソコンなどのコンピュータシステムに対しネット
サイバー攻撃は近年急増・進化しており、いつ

身近
防御困難



サイバー攻撃は大企業だけの出来事ではありません。対策が十分ではない企業が狙われており中小企業でも多くの被害が発生しています。また、サイバー攻撃は完全には防げないということは、国やセキュリティ業界も認めるところです。

お金が
かかる

サイバー攻撃を受けた場合、各種対
中小企業でも数千万円～になる可

■メール経由でのマルウェア感染

2020年に流行したマルウェア「Emotet(エモテット)」はご存じでしょうか。感染によりメール情報を窃取、その情報をもとに拡散し、**多くの中小企業**に被害をもたらしました。その後、取戻方向にありますが、今後も同様のマルウェア感染による被害が懸念されます。



■テレワークを狙ったサイバー攻撃

テレワークが拡大するなか、安全な通信を行うためのテレワーク関連機器等の脆弱性を狙った攻撃が目立ってきています。2020年後半には**多くの中小企業**で利用されている機器が狙われ国内600の組織がサイバー攻撃を受けたとの報道がなされました。

■Webサイトを狙ったサイバー攻撃

ECサイト、会員向けサイト、お問合わせフォームなどで取得・管理する各種情報が狙われており、**多くの中小企業**で被害が発生しています。

■2020年度公表の中小企業のWebサイトからの情報漏えい被害事例(一例)

業種	被害の概要	漏えいした情報の件数
人材派遣	個人情報の流出	約3万
寝具販売	クレジットカード情報等の流出	約6千
飲料製造・販売	クレジットカード情報等の流出	約1千
映像販売	クレジットカード情報等の流出	約1万
クリーニング	個人情報の流出	約9千
健康食品販売	クレジットカード情報等の流出	約3千

■想定される費用損害の例

(想定事故) Webサイトを有する企業。
の個人情報が流出してし

システム等の
調査(注1)

顧客・
メディア対応(注2)

コールセンターを
1か月間設置(注3)

プリペイドカード
送付(注4)

損害額合計

(注1) 専門業者に支払う費用は、パン
(注2) 専門業者に支払う費用は数十万
(注3) コールセンター業者に支払う費
ます。1日8時間×5名体制×30
(注4) 5,000人に送付した場合、送料お
で、315万円を要します。

サイバーセキュリティ保険

サイバー攻撃 貴社に求めら

3つの事実

ワークを通じて破壊活動やデータの窃取・改ざんなどを行う
貴社のセキュリティが突破されるとも限りません。



応が必要になります。この場合のコストは
能性があります。

同サイトに対するサイバー攻撃により、5,000件の顧客
まった。

(事故原因・被害範囲調査費用) 約**250万円**



(コンサルティング費用) 約**50万円**



(事故対応費用) 約**600万円**



(見舞金・見舞品購入費用) 約**315万円**



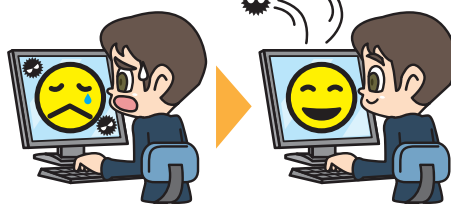
約**1,215万円**

コン1台で100万円～。複数台だと数百万円を要します。
円～を要します。
用は、1オペレーター1時間0.5万円程度の単価を要し
日とした場合、600万円を要します。
よびプリペイドカード作成代を考慮し、5,000人×630円

事後 対策も 重要

今や、防御困難といえるサイバー攻撃。
その対策は、防ぐことを目的とした事前対策だけでは十分とはい
えません。
「防げない」ことを前提として、早期復旧、被害の最小化といった
観点からの**事後対策**が重要となっています。

■サイバーリスク管理のポイント



を受けた場合
れる各種対応をバックアップします。

サイバー攻撃を受けた場合の

サイバー攻撃を受けると、さまざまな対応をしなければなりません。これには多額



まさか我が社の顧客情報が漏
 どういう対応をすればいいんだ!! どの

発見!

攻 撃

侵 入



不正アクセス

内部不正

マルウェア

標的型攻撃

DDoS攻撃

ゼロデイ攻撃

パスワードリスト攻撃

攻撃の種類

1



●今後も新しい形態のサイ
 バー攻撃が次々と発生する
 と想定されます。

●サイバー攻撃を受けたとし
 てもすぐに判明するとは限り
 ません。相当の期間が経過し
 て判明することもあります。

取引先企業になりすました
 メールが社内端末に届いた



自社のホームページに
 マルウェアを埋め込まれた



サーバが
 不正アクセスを受けた



●サイバー攻撃調査費用

サイバー攻撃 2 を受けてい
 るかもしれない旨の報告を受
 けて状況確認・調査を実施



●事故原因・
 情報漏えい
 者により、事



03

用語の
 ご説明

1 攻撃の種類

上図は数ある種類の中のほ
 んの一部です。攻撃形態は今
 後もさらに複雑化し、種類も
 増加することが見込まれます。

不正アクセス	本来アクセス権限を持たない者がインターネット等のネットワークを経由して、コンピュータシステムへ侵入する行為
マルウェア	不正かつ有害に動作させる意図をもって作成された悪意のあるソフトウェア。スパイウェア(ユーザーの情報等を外部に送信する)、ランサムウェア(データの暗号化等を行い身代金を要求する)などの種類がある。
標的型攻撃	重要な情報を入手するために特定の企業や組織を狙って行われる一連の攻撃
DDoS攻撃	標的となるサーバやコンピュータに対して、複数のマシンから大量の処理負荷を与えて機能停止状態に追い込む攻撃
ゼロデイ攻撃	ソフトウェアの脆弱性が発見されてから、開発者によって修正プログラムなどの対策が提供される前に、その脆弱性を利用する攻撃
パスワードリスト攻撃	不正入手したアカウント情報を用いてログインを試みる攻撃手法で、IDやパスワードを使い回している利用者が被害に遭う

対応

の費用負担が...情報漏えいが発生した場合の例を見てみましょう

えいしてしまわないで!
ような費用がかかるんだ!?



初期対応

外部対応

復旧・再発防止

●コンサルティング費用

専門家(弁護士・コンサル会社)への相談



●広告宣伝活動費用

社告・会見による事故状況の説明



●コンピュータシステム等復旧費用

コンピュータシステムの復旧対応



被害範囲調査費用

等が判明したため、専門業者の原因、被害範囲を調査



●事故対応費用

詫び状の作成・送付を行い、問い合わせ対応のためのコールセンターを設置



●見舞金・見舞品購入費用

見舞品としてプリペイドカードを送付



●再発防止費用

再発防止のためにセキュリティ機器を導入



損害賠償請求や、
ネットワークの停止による営業の休止により、
さらなる**損失拡大**につながる可能性も。

2 サイバー攻撃

コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。

- ① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス
- ② コンピュータシステムの機能の停止、障害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
- ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為
- ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為

各種損害の補償

サイバーセキュリティ保険は、費用損害・賠償損害・利益損害の3つの補償

費用損害

1 対象となる事由

☑ ワイドプラン

☑ ベーシックプラン

① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ ③

② IT事故(ユーザー危険) ④

③ サイバー攻撃に起因する対人・対物事故

④ サイバー攻撃

※記名被保険者 ⑤ のコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。

※下記①または④の場合においては、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限りま。ア. 公的機関に対する文書による届出または報告等 イ. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による会見、報道、発表、社告等 ウ. 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付 エ. 公的機関からの通報



さらに!

サイバー攻撃調査費用

「ワイドプラン」については、記名被保険者のコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれが発生した場合、公的機関やセキュリティ運用管理委託会社から指摘があったときに限りサイバー攻撃の有無を判断することを目的とした調査費用も補償します!



2 対象となる損害(お支払いの対象となる費用)

☑ ワイドプラン

※上記「1 対象となる事由」に該当する事故の通知を当社が受領した日の翌日から起算して、ワイドプランは1年以内に、ベーシックプランは180日以内に講じられた処置に関する費用に限りま。

☑ ベーシックプラン

① 事故対応費用

事故の対応のために要した電話・ファクシミリ・郵便等の通信費用やコールセンター会社への委託費用等



② 事故原因・被害範囲調査費用

事故の原因や被害範囲の調査・証拠保全のためにあらかじめ当社の承認を得て負担する費用



③ 広告宣伝活動費用

謝罪のための社告・会見等に要する費用および事故の再発防止対策、危機管理改善を施した旨の宣伝・広告に要する費用



④ 法律相談費用

事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用



⑤ コンサルティング費用

外部のコンサルタントを起用した場合の、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用



⑥ 見舞金・見舞品購入費用

謝罪のための見舞金・見舞品購入等のためにあらかじめ当社の承認を得て負担する費用。被害者が個人の場合は1名1,000円^(注)、法人の場合は1法人5万円が限度



(注)ケガ等の対人事故の場合は10万円(ワイドプランに限りま)

⑦ クレジット情報モニタリング費用

クレジット情報その他の信用に関する情報の漏えいまたはそのおそれがある場合、その不正使用を監視するためにあらかじめ当社の承認を得て負担するモニタリング費用



⑧ 公的調査対応費用

公的機関による調査(対応が法的に義務付けられるものに限ります)のために要した、法律相談の対価として法律事務所等に対して支払う費用、電話等の通信費用、あらかじめ当社の承認を得て負担するコンサルティング費用等



⑨ コンピュータシステム等復旧費用

記名被保険者が所有・使用する、コンピュータシステムの損傷または電子情報の消失・改ざん・損壊が発生した場合に要する、あらかじめ当社の承認を得て負担するサーバ等の復旧費用、電子情報の修復・再製作等の費用



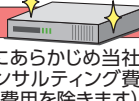
⑩ 被害拡大防止費用

ネットワークの切断・情報の隔離・サービス停止およびインターネットによる風評被害の拡大防止のためにあらかじめ当社の承認を得て負担する費用



⑪ 再発防止費用

同様の事故の再発防止のためにあらかじめ当社の承認を得て負担する費用(コンサルティング費用・コンピュータシステム等復旧費用を除きま)



⑫ サイバー攻撃調査費用

サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関(セキュリティ運用管理委託会社を除きま)による調査やネットワークの切断等にかかる費用

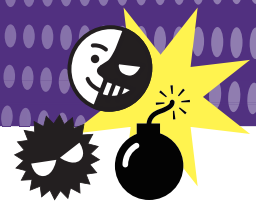


③ 情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバー攻撃、従業員の出し、パソコン等の盗難・紛失、メール・FAXの誤送信などによる他人の情報の漏えいまたはそのおそれが対象となります。情報の具体例としては、個人の住所・氏名・年齢・電話番号・マイナンバー・信用情報や、企業の新製品情報・財務情報・設計図、そしてクレジットカード番号・ID番号・パスワードなどが挙げられます。情報の記録媒体や所在地は問いません。

④ IT事故

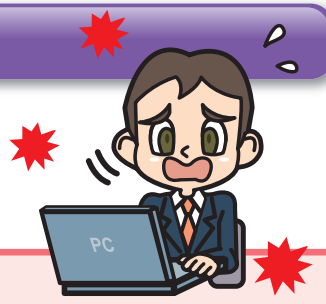
コンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に伴う、他人の業務の障害・電子情報の消失または損壊・人格権侵害または著作権侵害、その他不測かつ突発的な事由による他人の損失をいいます。IT事故には「ユーザー危険」と「IT業務危険」があります。「IT業務危険」を補償するには「IT業務特約」のセットが必要です。



から構成されます。対象となる事由、対象となる損害は次のとおりです。

賠償損害

1 対象となる事由



☑ ワイドプラン

☑ ベーシックプラン

- ① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② IT事故(ユーザー危険)

③ サイバー攻撃に起因する対人・対物事故

さらに! 国外訴訟

☑ワイドプラン については、日本国外でなされた損害賠償請求も補償します。

2 対象となる損害

☑ワイドプラン

☑ベーシックプラン

共通

① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金	② 争訟費用 訴訟にかかった費用等
③ 権利保全行使費用 権利の保全や行使に必要な手続きをするためにかかった費用等	④ 訴訟対応費用 書類の作成など、訴訟に関する諸費用等



■ 対象となる事由の具体例

① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ

Webサーバがサイバー攻撃を受け、顧客情報が流出した。

② IT事故(ユーザー危険)

何者かにより、公式ホームページにマルウェアが仕掛けられた。同ページを見た消費者のパソコンがマルウェアに感染し、データが消失した。

③ サイバー攻撃に起因する対人・対物事故

サイバー攻撃による停電で、エスカレーターが急停止してしまい、来場者が転んでケガをした。

④ サイバー攻撃

サイバー攻撃により、社内サーバがマルウェアに感染した。原因を調査するための費用と復旧費用がかかった。

利益損害(オプション)

不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器等の機能が停止することによって、記名被保険者に生じた損失または費用に対して、保険金を支払います。
詳細は次頁(1 オプション補償)をご確認ください。

IT事故

- ユーザー危険 次のいずれかの事由に起因する他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害、他人の電子情報の消失等のうち、IT業務危険に該当しないものをいいます。
- コンピュータシステムの所有、使用または管理
 - データ・プログラム等の電子情報の提供
- IT業務危険 ■ 他人が使用することを目的としたコンピュータシステムの所有、使用または管理
■ 他人のために開発、作成もしくは販売したコンピュータシステムまたはデータ・プログラム等の電子情報(製品内のものを含みます)の提供
※ 広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、電子情報に起因する損害は除きます。

5 記名被保険者

保険証券および保険申込書の記名被保険者欄に記載された者(補償の対象となる方)をいいます。

オプション補償

事業形態やニーズに応じた補償をご用意しています。



オプション補償

利益損害補償特約



1.対象となる事由

不測かつ突発的な事由に起因する、ネットワーク構成機器等の機能の停止

2.対象となる損害

①被保険者が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)

②日本国内で生じた営業継続費用

※1「営業継続費用補償対象外特約」をセットすることにより、営業継続費用保険金を対象外とすることができます。

※2 追加記名被保険者特約と同時にセットすることはできません。

具体例 次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

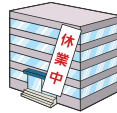
CASE 1

工場の制御システムがマルウェアに感染した。誤作動が生じたため、生産停止を余儀なくされ、営業利益が喪失した。



CASE 2

企業の直販サイト(企業全体の売上高に占める割合は小さい)がサイバー攻撃により、休止に追い込まれた。再構築に1週間を要した。その間の休業により営業利益が喪失した。



CASE 3

サイバー攻撃により販売管理システムの機能の一部が停止し、業務が継続できず、休業せざるを得なくなった。営業利益が喪失すると共に施設賃料等の経常費(固定費)を継続して負担することになった。



IT業務特約

IT事故のうち「IT業務危険」を補償する特約です。記名被保険者がIT業務^(注)を遂行するにあたり、他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害、他人の電子情報の消失等の事由に起因して、被る損害を補償します。

(注) 受託計算・データ入力、システムインテグレーション、受託ソフトウェア開発、ソフトウェアプロダクト開発・販売、インターネット関連サービス等の業務をいいます。

※1 賠償損害は日本国内でなされた損害賠償請求、費用損害は日本国内において支出した措置に限ります。

※2 追加記名被保険者特約と同時にセットすることはできません。

具体例 次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

CASE 1

管理・運営しているクラウドサービスを管理上のミスにより停止させてしまった。使用企業より逸失利益が発生したとして、損害賠償請求された。



CASE 2

フランチャイズ本部とフランチャイズ加盟店との間で構築しているPOSシステム^(注)がサイバー攻撃を受けて停止。データが損壊し、フランチャイズ加盟店より管理上の責任を問われた。

(注)POS(Point of Sales)システムとは、販売実績情報を収集するためのシステムをいいます。



CASE 3

開発したソフトウェアに欠陥があり、業務を停止せざるを得なかったとして顧客企業より損害賠償請求された。



CASE 4

開発したスマートフォン用ゲームアプリを公式ストアに登録の上、300円で販売した。このアプリに欠陥があったため、インストールしたユーザーのスマートフォン内にあったデータが消失し、損害賠償請求された。



■ 以下のようなIT業務危険以外の事故は、基本契約で補償されます。

- ・ 公式ホームページにマルウェアが仕掛けられ、ホームページの閲覧者のパソコンがマルウェアに感染。データ消失等の損害について損害賠償請求された。
- ・ 外部業者にスマートフォン用アプリの開発を委託。公式ストアに登録し、無償で提供したところ、公開したアプリに欠陥があったことが判明。インストールしたユーザーよりスマートフォン内にあった他のデータが消失させられたとして、損害賠償請求された。 など

■ 損害賠償の制限との関係

コンピュータシステムやプログラムの提供等に関する契約において、損害賠償の範囲を制限していたとしても(例:損害賠償額の上限を設定)、加害者側に重過失がある場合には、その契約の有効性が問われる可能性があります。このようなケースに備える観点からも、この特約のセットをおすすめします。

追加記名被保険者特約



グループ全体を1保険契約で補償します(子会社を追加記名被保険者として設定します)。

※1 国内子会社に限り、対象とすることができます。※2 支払限度額は追加記名被保険者も含むグループ全体と同額(共有)となります。

※3 IT業務特約、利益損害補償特約(営業継続費用補償対象外特約を含みます)と同時にセットすることはできません。

情報漏えい限定補償特約



「情報の漏えいまたはそのおそれ」のみに限定して補償します。

※ベーシックプランにのみセット可能です(ワイドプランにセットすることはできません)。

サイバー攻撃補償特約(ベーシックプラン用)



ベーシックプランの費用損害の補償について、対象となる事故に「サイバー攻撃」を追加し、補償します。

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

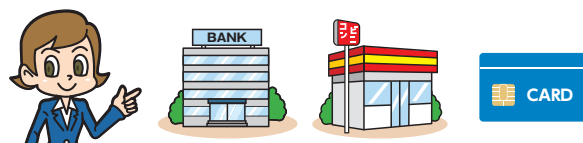
保険料について

■ 保険料の払込方法は簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります^(注1)。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます^(注2)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払 ^(注3)	大口分割払 ^(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払 (売上票方式)	○ ^(注6)	○ ^(注6)	○
払込票払 ^(注5)	×	×	○

[○：選択できます ×：選択できません]



(注1) 団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただけます。(注2) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。(注3) 保険料割増が適用されます。(注4) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。(注5) 保険料の額によっては利用できない場合があります。(注6) 初回保険料のみ選択できます。

■ 下限保険料

支払限度額、告知内容等により個々の契約ごとに設定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたってお読みいただきたいこと

■ 被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

事業者(記名被保険者)およびその役員を被保険者とします。

〈IT業務特約をセットした場合〉

上記のほか、記名被保険者のすべての販売業者または下請業者およびその役員を含みます。

ただし、記名被保険者の業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りです。

■ 支払限度額と免責金額

次のいずれかの額からお選びください。

	支払限度額	免責金額
賠償損害	1請求・保険期間中につき 2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円、1億円、2億円、3億円、4億円、5億円、6億円、7億円、8億円、9億円、10億円 のいずれかの額よりお選びください。ただし、IT業務特約をセットする場合は、上記の額のうち、5億円以下の額よりお選びください。	1請求につき 0円、1万円、3万円、5万円、10万円、20万円、30万円、50万円、100万円、150万円、300万円、500万円、1,000万円よりお選びください。
訴訟対応費用	上記賠償損害の設定額の範囲内で1請求・保険期間中につき1,000万円となります。	
費用損害	一連の情報セキュリティ事故・保険期間中につき 1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円、1億円、2億円、3億円、4億円、5億円 のいずれかの額のうち、賠償損害の支払限度額の50%以内の額よりお選びください。	0円または10万円よりお選びください。
コンピュータシステム等復旧費用	上記費用損害の設定額の範囲内で1事故・保険期間中3,000万円 ^(注) となります。	
被害拡大防止費用	上記費用損害の設定額の範囲内で1事故・保険期間中3,000万円 ^(注) となります。	同上(上記とは別に縮小支払割合90%が適用されます)
再発防止費用		
サイバー攻撃調査費用	上記費用損害の設定額の範囲内で1事故・保険期間中3,000万円 ^(注) となります。	同上(上記とは別に縮小支払割合80%が適用されます)
利益損害 (オプション特約)	1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円 のいずれかの額のうち、賠償損害の支払限度額以内の額よりお選びください。	なし (免責時間12時間が適用されます)

(注) 1事故・保険期間中支払限度額は、3,000万円または保険証券記載の「費用」の1事故支払限度額のいずれか低い方を適用します。

■ 保険期間

保険期間は、1年間です。

補償内容のご説明 ①

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1 基本契約(包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>記名被保険者(注1)が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者(注2)に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>① 記名被保険者が自らの業務遂行(注3)の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報(注4)</p> <p>② 記名被保険者が自らの業務遂行(注3)の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報(注5)</p> <p>(2) 上記(1)を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステム(注6)の所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由</p> <p>① 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害</p> <p>② 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊</p> <p>③ 他人の人格権侵害または著作権侵害</p> <p>④ その他不測かつ突発的な事由による他人の損失</p> <p>(注1) 保険証券の記名被保険者の欄に記載された者をいいます。</p> <p>(注2) この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② 記名被保険者の役員</p> <p>ただし、②に定める者については、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、適用されます。</p> <p>(注3) 業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。以下同様とします。</p> <p>(注4) 所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。</p> <p>(注5) 管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。</p> <p>(注6) 情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器、設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器、設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいいます。通信回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p> <p>※【ベーシックプラン(固有)】 被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金をお支払いします。ただし、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>● お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料または過料もしくは課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金(これに類似するものを含みます)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。</p> <p>② 争訟費用 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます)によって生じた費用(被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません)で、被保険者が当社の同意を得て支出した費用</p> <p>③ 権利保全行使費用 他人に損害賠償の請求をすることができる場合、その権利の保全および行使に必要かつ有益であると当社が認めた費用</p>	<p>※ 包括職業賠償責任保険普通保険約款およびサイバーセキュリティ特約における保険金をお支払いできない場合を記載しています。</p> <p>(1) 共通</p> <p>(A) 【直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害】</p> <p>① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)、労働争議または騒擾</p> <p>② 地震、噴火、洪水または津波</p> <p>③ 核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます)またはあらゆる形態の放射能汚染</p> <p>④ 次のいずれかの事由</p> <p>ア. 汚染物質(注)の排出、流出、いっ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態</p> <p>イ. 汚染物質(注)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請</p> <p>⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物(他の財物の一部となっている場合は、その財物全体を含みます)の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用</p> <p>(注) 固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいいます。煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。</p> <p>(B) 【直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由または行為によって生じた事故に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、適用されます。】</p> <p>ただし、①から③は、記名被保険者の使用人等の行った行為に対しては、適用しません。</p> <p>① 被保険者の犯罪行為(過失犯を含みません)</p> <p>② 被保険者の故意または重過失による法令違反</p> <p>③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)しながら行った行為</p> <p>④ 業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為</p> <p>⑤ 業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為</p> <p>⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行</p> <p>⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと</p> <p>⑧ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと</p> <p>⑨ 被保険者が得たまたは請求した報酬</p> <p>(C) 【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、適用されます。】</p> <p>① 身体障害(傷害または疾病をいいます。これらに起因する後遺障害または死亡を含みます)</p> <p>② 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求</p> <p>③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます)に対する損害賠償請求</p> <p>④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求</p> <p>⑤ 他の被保険者からなされた損害賠償請求</p> <p>(D) 【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、適用されます。】</p> <p>① この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>② この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>(E) 【次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、適用されます。】</p> <p>① 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い</p> <p>② 国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます)</p> <p>③ 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、グリッド活動等の侵害行為</p> <p>(F) 【次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、適用されます。】</p> <p>① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任</p> <p>② 違約金(被保険者が支出したと否とを問いません)</p> <p>③ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為</p> <p>④ 株主代表訴訟</p> <p>⑤ 企業その他組織の信用毀損、信譽の失墜、ブランドの劣化または風評被害</p> <p>⑥ 業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含み、被保険者が支出したと否とを問いません)</p> <p>⑦ 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用</p> <p>(2) 【保険金をお支払いする主な場合】(2) 記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する損害(固有)</p> <p>(A) 【次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、適用されます。】</p> <p>① 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤</p> <p>② 履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。</p> <p>③ 被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます)を避けることを目的として行った不完全履行(履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)</p>

包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約、プロテクト費用補償特約、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>④訴訟対応費用 日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(通常要する費用に限り)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益であると当社が認めた費用 ア. 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ウ. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 エ. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 オ. 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 カ. 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 一連の損害賠償請求につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、すべての被保険者に対して支払う保険金の額の合計は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。訴訟対応費用については一連の損害賠償請求・保険期間中1,000万円(保険証券記載の支払限度額の内枠)を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"> 保険金の額 = ① 損害賠償金 + ② 争訟費用 + ③ 権利保全行使費用 + ④ 訴訟対応費用 - 賠償責任基本契約の免責金額(自己負担額) </p> </div>	<p>④業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑤人工衛星(これに搭載された無線設備等の機器を含みます)の損壊または故障 ⑥被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為 ア. 業務の対価(販売代金、手数料、報酬等名称を問いません)の見積もりまたは返還 イ. 業務の対価の過大請求 ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更 エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝 ⑦商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑧記名被保険者が金融機関(注)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為 ア. コンピュータシステムにおける資金(電子マネー、その他これらに類似のものを含みます)の移動 イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引 ⑨暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます)の取引 ⑩記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または障害 ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者 イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者 ウ. 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者 エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者 (注)金融機関には、次のいずれかに該当する者を含みます。 ①決済代行会社(割賦販売法(昭和36年法律第159号)に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます) ②金融商品取引所(暗号資産交換業を含みます) ③信用保証協会</p> <p>(B)【次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。】 ①記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム(記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません)の所有、使用または管理 ②記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報 ③記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報</p> <p>(3)【次のいずれかに該当するときは、その事故に起因する損害】 ①この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(知っていたと合理的に推定される場合を含みます。以下同様とします)とき ②この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたとき など</p>

2 ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容

この特約はベーシックプランの場合にセットされます。特約の主な概要は次のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(1) 情報セキュリティ事故(注1)が発生した場合に、記名被保険者が措置(注2)を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。 (注1) 記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。 ①【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の(1)で保険金の支払対象となる事由 ②【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の(2)で保険金の支払対象となる事由 ③IT業務特約がセットされている場合に限り、IT業務特約で【保険金をお支払いする主な場合】で保険金の支払対象となる事由(上記①または②に該当する場合を除きます) (2) 上記①の場合において、当社がプロテクト費用保険金をお支払いするのは、下記のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限ります。 ①公的機関(不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。以下同様とします)に対する文書による届出または報告等 ②新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による会見、報道、発表、社告等 ③被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付 ④公的機関からの通報 (注2) 情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間(注3)内に日本国内において実際に講じられた処置をいいます。 (注3) 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、当社がその発生の通知を受領した日の翌日から起算して180日が経過した日に終わる期間をいいます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①事故対応費用 情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用(個人情報情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を知り伝えるために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます)。ただし、サイバーセキュリティ特約で支払われる費用を除きます。 ア. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます) イ. 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ウ. 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 エ. 事故対応により生じる出張費および宿泊費 オ. 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 ②事故原因・被害範囲調査費用 情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。</p>	<p>(【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</p> <p>【次のいずれかに該当する費用】 ①この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料 ②金利等資金調達に関する費用 ③記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。 ④記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用 ⑤正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用 ⑥法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用(弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます) ⑦被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ⑧サイバー攻撃が金銭等(電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第</p>

補償内容のご説明 ②

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合							
<p>③ 広告宣伝活動費用 情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限り、 ア. 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 イ. 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告</p> <p>④ 法律相談費用 情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。</p> <p>⑤ コンサルティング費用 情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限り、 ⑥ 見舞金・見舞品購入費用 情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品（記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等を含みません）の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額（見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします）は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限り、 ア. 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 イ. 被害者が個人の場合 1名につき1,000円</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1回の事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額を限度とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">保険金の額</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 40%;"> ① 事故対応費用 ② 事故原因・被害範囲調査費用 ③ 広告宣伝活動費用 </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 25%;"> ④ 法律相談費用 ⑤ コンサルティング費用 ⑥ 見舞金・見舞品購入費用 (注) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 20%;"> この特約の免責金額 (自己負担額) </td> </tr> </table> <p>(注) 他人から回収した金額がある場合は、回収金のうち【2】ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容【お支払いの対象となる損害の範囲】に規定する費用に相当する額を差し引いた額とします。 ※ お支払いする保険金の総額は、保険期間中支払限度額を限度とします。</p>	保険金の額	=	① 事故対応費用 ② 事故原因・被害範囲調査費用 ③ 広告宣伝活動費用	+	④ 法律相談費用 ⑤ コンサルティング費用 ⑥ 見舞金・見舞品購入費用 (注)	-	この特約の免責金額 (自己負担額)	<p>59号) に定める暗号資産をいいます、その他これらに類似のものを含みます)の要求を伴う場合において、その金銭等 ⑨ 被保険者に生じた喪失利益 ⑩ 税金、罰金、料料、過料、課徴金または制裁金 など</p>
保険金の額	=	① 事故対応費用 ② 事故原因・被害範囲調査費用 ③ 広告宣伝活動費用	+	④ 法律相談費用 ⑤ コンサルティング費用 ⑥ 見舞金・見舞品購入費用 (注)	-	この特約の免責金額 (自己負担額)		

3 ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容

この特約はワイドプランの場合にセットされます。特約の主な概要は次のとおりです。

補償条項	特約の内容				
賠償損害拡張補償条項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4a7ebb; color: white;">保険金をお支払いする主な場合</th> <th style="background-color: #4a7ebb; color: white;">保険金をお支払いできない主な場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償 基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】の事故のほか、次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払します。 ① サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます） ② サイバー攻撃に起因する他人の財物（財産的価値を有する有体物をいいます）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（以下損壊といいます） ※この特約においては、上記②の事由により損壊した財物に対するものについては、次の規定を適用しません。【1】基本契約の補償内容【保険金をお支払いできない主な場合】(1) (A) ⑤および (F) ⑦</p> <p>(2) 構内専用車危険補償 ① 【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④ウにかかわらず、上記(1)に規定する損害のうち、作業場内および施設内における自動車の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払します。 ② 【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④エにかかわらず、上記(1)に規定する損害のうち、作業場内における車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。以下同様とします）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払します。 ③ 【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④ウおよびエにかかわらず、上記(1)に規定する損害のうち、自動車もしくは車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。</p> <p>(3) 受託物損害補償 上記(1)に規定する損害のうち、被保険者が管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「受託物損害」といいます）については、保険金をお支払します。受託物損害については、【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④ウは適用しません。 ※日本国外での損害賠償請求補償 ワイドプランでは被保険者が日本国内のほか、日本国外でなされた損害賠償請求による損害に対しても保険金をお支払します。ただし、IT業務特約がセットされる場合には、IT業務特約により補償される損害については、日本国外でなされた損害賠償請求による損害には、保険金をお支払いできません。</p> <p>● お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額 【お支払いの対象となる損害の範囲】 【1】基本契約の補償内容【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(【1】基本契約の補償内容)の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</p> <p>(1) サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償 【1】基本契約の補償内容【保険金をお支払いできない主な場合】のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては【3】ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容【保険金をお支払いする主な場合】の保険金をお支払しません。 なお、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。 ① 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 ② 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます）もしくは固体の排出、流出またはいっ出 ③ 直接であると間接であると問わず、次のいずれかの事由 ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます）の人体への摂取もしくは吸引 イ. 石綿等への曝露による疾病 ウ. 石綿等の飛散または拡散 ④ 次のいずれかの所有、使用または管理 ア. 航空機 イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ウ. 自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。 (ア) 販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 (イ) 出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 エ. 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません）。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。 ⑤ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為 ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 エ. 上記ア. からウ. までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、</p> </td> </tr> </tbody> </table>	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	<p>(1) サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償 基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】の事故のほか、次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払します。 ① サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます） ② サイバー攻撃に起因する他人の財物（財産的価値を有する有体物をいいます）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（以下損壊といいます） ※この特約においては、上記②の事由により損壊した財物に対するものについては、次の規定を適用しません。【1】基本契約の補償内容【保険金をお支払いできない主な場合】(1) (A) ⑤および (F) ⑦</p> <p>(2) 構内専用車危険補償 ① 【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④ウにかかわらず、上記(1)に規定する損害のうち、作業場内および施設内における自動車の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払します。 ② 【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④エにかかわらず、上記(1)に規定する損害のうち、作業場内における車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。以下同様とします）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払します。 ③ 【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④ウおよびエにかかわらず、上記(1)に規定する損害のうち、自動車もしくは車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。</p> <p>(3) 受託物損害補償 上記(1)に規定する損害のうち、被保険者が管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「受託物損害」といいます）については、保険金をお支払します。受託物損害については、【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④ウは適用しません。 ※日本国外での損害賠償請求補償 ワイドプランでは被保険者が日本国内のほか、日本国外でなされた損害賠償請求による損害に対しても保険金をお支払します。ただし、IT業務特約がセットされる場合には、IT業務特約により補償される損害については、日本国外でなされた損害賠償請求による損害には、保険金をお支払いできません。</p> <p>● お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額 【お支払いの対象となる損害の範囲】 【1】基本契約の補償内容【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ。</p>	<p>(【1】基本契約の補償内容)の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</p> <p>(1) サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償 【1】基本契約の補償内容【保険金をお支払いできない主な場合】のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては【3】ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容【保険金をお支払いする主な場合】の保険金をお支払しません。 なお、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。 ① 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 ② 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます）もしくは固体の排出、流出またはいっ出 ③ 直接であると間接であると問わず、次のいずれかの事由 ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます）の人体への摂取もしくは吸引 イ. 石綿等への曝露による疾病 ウ. 石綿等の飛散または拡散 ④ 次のいずれかの所有、使用または管理 ア. 航空機 イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ウ. 自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。 (ア) 販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 (イ) 出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 エ. 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません）。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。 ⑤ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為 ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 エ. 上記ア. からウ. までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、</p>
保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合				
<p>(1) サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償 基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】の事故のほか、次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払します。 ① サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます） ② サイバー攻撃に起因する他人の財物（財産的価値を有する有体物をいいます）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（以下損壊といいます） ※この特約においては、上記②の事由により損壊した財物に対するものについては、次の規定を適用しません。【1】基本契約の補償内容【保険金をお支払いできない主な場合】(1) (A) ⑤および (F) ⑦</p> <p>(2) 構内専用車危険補償 ① 【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④ウにかかわらず、上記(1)に規定する損害のうち、作業場内および施設内における自動車の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払します。 ② 【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④エにかかわらず、上記(1)に規定する損害のうち、作業場内における車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。以下同様とします）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払します。 ③ 【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④ウおよびエにかかわらず、上記(1)に規定する損害のうち、自動車もしくは車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。</p> <p>(3) 受託物損害補償 上記(1)に規定する損害のうち、被保険者が管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「受託物損害」といいます）については、保険金をお支払します。受託物損害については、【保険金をお支払いできない主な場合】(1) ④ウは適用しません。 ※日本国外での損害賠償請求補償 ワイドプランでは被保険者が日本国内のほか、日本国外でなされた損害賠償請求による損害に対しても保険金をお支払します。ただし、IT業務特約がセットされる場合には、IT業務特約により補償される損害については、日本国外でなされた損害賠償請求による損害には、保険金をお支払いできません。</p> <p>● お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額 【お支払いの対象となる損害の範囲】 【1】基本契約の補償内容【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ。</p>	<p>(【1】基本契約の補償内容)の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</p> <p>(1) サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償 【1】基本契約の補償内容【保険金をお支払いできない主な場合】のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては【3】ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容【保険金をお支払いする主な場合】の保険金をお支払しません。 なお、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。 ① 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 ② 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます）もしくは固体の排出、流出またはいっ出 ③ 直接であると間接であると問わず、次のいずれかの事由 ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます）の人体への摂取もしくは吸引 イ. 石綿等への曝露による疾病 ウ. 石綿等の飛散または拡散 ④ 次のいずれかの所有、使用または管理 ア. 航空機 イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ウ. 自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。 (ア) 販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 (イ) 出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 エ. 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません）。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。 ⑤ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為 ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 エ. 上記ア. からウ. までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、</p>				

補償 条項	特約の内容	
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>ただし、訴訟対応費用については、支払の対象となる被保険者に対する損害賠償請求訴訟が提起される裁判所は日本国の裁判所に限りません。</p> <p>【お支払いする保険金の額】 ①基本契約の補償内容の【お支払いする保険金の額】に同じ ※【保険金をお支払いする主な場合】(2)については、その自動車または車両について自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。以下同様とします）の契約を締結すべきもしくは締結されているとき、または自動車保険（自動車共済を含みます。以下同様とします）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険契約および自動車保険契約により支払われるべき保険金（共済金を含みます）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金をお支払いします。</p> <p>また、自動車損害賠償責任保険契約および自動車保険契約により支払われるべき保険金の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された賠償損害にかかる免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、【基本契約の補償内容】の【お支払いする保険金の額】の規定を適用します。</p>	<p>司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為</p> <p>⑥テロ行為等（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似的行為をいいます）</p> <p>(2) 橋内専用車危険補償 被保険者が自動車または車両を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、【保険金をお支払いする主な場合】(2)③に規定する損害を除きます。</p> <p>(3) 受託物損害補償 受託物損害のうち、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ②被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊に起因する損害 ③受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害</p> <p>など</p>
プロテクト費用補償条項	<p>情報セキュリティ事故^(注1)が発生した場合に、記名被保険者が措置^(注2)を講じることによって被る損害に対して、この補償条項に従い、プロテクト費用保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。 ①【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】(1)で保険金のお支払い対象となる事由 ②【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】(2)で保険金のお支払い対象となる事由。ただし、下記③または④に該当する場合は除きます。 ③賠償損害拡張補償条項の【保険金をお支払いする主な場合】(1)①で保険金のお支払い対象となる事由 ④賠償損害拡張補償条項の【保険金をお支払いする主な場合】(1)②で保険金のお支払い対象となる事由 ⑤IT業務特約がセットされている場合に限り、IT業務特約で【保険金をお支払いする主な場合】で保険金の支払対象となる事由。ただし、上記①から④までに該当する場合は除きます。 ⑥記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、上記①から⑤までに該当する場合は除きます。 ⑦記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ。ただし、上記①から⑥までに該当する場合は除きます。</p> <p>ただし、上記①または⑥の場合においては、下記のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、 ア. 公的機関（不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。以下同様とします）に対する文書による届出または報告等 イ. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等 ウ. 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言または案内状の送付 エ. 公的機関からの通報</p> <p>また、上記⑦の場合においては、下記のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、 ア. 公的機関からの通報 イ. 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告</p> <p>(注2) 情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間^(注3)内に実際に講じられた処置をいいます。ただし、情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合は、日本国内において実際に講じられた処置に限り、 (注3) 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、当社がその発生の通知を受領した日の翌日から起算して1年が経過した日に終わる期間をいいます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 (1) 情報セキュリティ事故のうち①から⑥までの事由が発生した場合、被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に限り、ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。 ①事故対応費用 ②事故原因・被害範囲調査費用 ③広告宣伝活動費用 ④法律相談費用 ⑤コンサルティング費用 ⑥見舞金・見舞品購入費用 上記①から⑥までは【ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容】の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①から⑥までに同じ ただし、⑥については情報セキュリティ事故の③の被害者については10万円とします。 ⑦クレジット情報モニタリング費用 情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限り、 ⑧公的調査対応費用 情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいいます。 ア. 公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 イ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成代および封筒代を含みます） ウ. 公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 エ. 公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費 オ. 公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限り、 ⑨コンピュータシステム等復旧費用 情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます）が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限り、</p>	<p>（賠償損害拡張補償条項の【保険金をお支払いできない主な場合】以外）</p> <p>【ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】に同じ</p>

補償内容のご説明 ③

補償 条項	特約の内容	
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
プロテクト費用補償条項	<p>ア. コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯型電子事務機器ならびにこれらの付属品を含みません）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる復旧費用または再移動するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>イ. 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます）および撤去費用</p> <p>ウ. 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用</p> <p>⑩被害拡大防止費用 情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りま。</p> <p>ア. ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用</p> <p>イ. 情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害（インターネットによるもの）に限りま）の拡大防止に必要なかつ有益な費用</p> <p>⑪再発防止費用 同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用を含みません。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りま。</p> <p>(2) 情報セキュリティ事故のうち⑦の事由が発生した場合、被保険者が次の費用を負担することによって被る損害に限りま。ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず負担する費用を除きま。</p> <p>⑫サイバー攻撃調査費用 サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関（記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者を含みません）による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を含みま。</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1回の事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額としま。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となり、⑨、⑩および⑪、⑫はそれぞれ1事故・保険期間中3,000万円を限度（内枠）としま。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 事故対応費用</p> <p>② 事故原因・被害範囲調査費用</p> <p>③ 広告宣伝活動費用</p> <p>④ 法律相談費用</p> <p>⑤ コンサルティング費用</p> <p>⑥ 見舞金・見舞品購入費用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑦ クレジット情報モニタリング費用</p> <p>⑧ 公的調査対応費用</p> <p>⑨ コンピュータシステム等復旧費用</p> <p>⑩ 被害拡大防止費用</p> <p>⑪ 再発防止費用</p> <p>⑫ サイバー攻撃調査費用</p> <p style="text-align: right;">(注)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>費用(特約) の 免責金額 (自己負担額)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>補償項目ごとの 縮小支払割合</p> </div> </div> <p>(注) 他人から回収した金額がある場合は、回収金のうち【3】ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容のプロテクト費用補償条項【お支払いの対象となる損害の範囲】に規定する費用に相当する額を差し引いた額としま。 ※お支払いする保険金の総額は、保険期間中支払限度額を限度としま。</p>	

4 その他の任意でセットできる特約と補償内容

セットできる主な特約とその主な概要は次のとおりです。

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
I 業務特約	<p>記名被保険者(注)が別表記載の業務(以下「IT業務」といいます。業務の詳細は約款集を参照してください)を遂行するにあたり、次のいずれかに該当する事由に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、この特約にしたがって、保険金をお支払いしま。</p> <p>①他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害</p> <p>②他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊</p> <p>③他人の人格権侵害または著作権侵害</p> <p>④その他不測かつ突発的な事由による他人の損失</p> <p>この特約においては、【1】基本契約の補償内容【保険金をお支払いできない主な場合】(2)(B)の規定は適用しません。 ※この特約は、被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金をお支払いしま。ただし、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内で提起された損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>別表</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 受託計算・データ入力</p> <p>② アウトソーシング</p> <p>③ ファシリティー・マネジメント</p> <p>④ ハードウェア保守</p> <p>⑤ コンピュータ・セキュリティ</p> <p>⑥ ハウジング</p> <p>⑦ VAN</p> <p>⑧ インターネット接続(ISP)</p> <p>⑨ アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)</p> <p>⑩ システムインテグレーション</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑪ 受託ソフトウェア開発</p> <p>⑫ IT技術者・オペレータ派遣</p> <p>⑬ ソフトウェアプログラク開発・販売</p> <p>⑭ デジタルコンテンツ製作受託・販売</p> <p>⑮ インターネット関連</p> <p>⑯ ヘルプデスク</p> <p>⑰ ITコンサルティング</p> <p>⑱ 調査・分析</p> <p>⑲ IT教育</p> <p>⑳ その他</p> </div> </div> <p>(注) この特約において被保険者には、【1】基本契約の補償内容【に規定する被保険者のほか、次のいずれかに該当する者を含みま。</p> <p>①記名被保険者のすべての販売業者または下請業者。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りま。</p> <p>②上記①に規定する者の役員。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りま。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 【1】基本契約の補償内容【および【2】ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容【または【3】ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容【の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 【1】基本契約の補償内容【および【2】ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容【または【3】ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容【の【お支払する保険金の額】に同じ</p>	<p>(【1】基本契約の補償内容【の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</p> <p>【次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったことに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されま。】</p> <p>①被保険者が新たなもしくは改定したIT業務を使用、提供または販売する場合において、通常要するテストを実施していないときに、そのIT業務の欠陥</p> <p>②IT業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供または販売の場合において、被保険者が新たに使用、提供もしくは販売したまたは改定したIT業務の欠陥によって、次のいずれかの期間内に生じた事故 ア.そのIT業務のテスト期間内 イ.そのIT業務の試用期間内</p> <p>③IT業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供もしくは販売の場合において、そのIT業務の顧客と被保険者の間で、そのIT業務に関する時間的な契約(請負契約、売買契約等)を締結しているときは、その契約が満了した後の期間またはその契約がその顧客もしくは被保険者のいずれかにより解除された後の期間に生じた事故</p> <p>④被保険者が支出したと否とを問わず、IT業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用</p> <p>⑤直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由 ア.石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます)の人体への摂取もしくは吸引 イ.石綿等への曝露による疾病 ウ.石綿等の飛散または拡散 など</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
利益損害補償特約	<p>【利益保険金をお支払いする場合】 不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器等^(注1)の機能が停止すること(以下「事故」といいます)によって、被保険者^(注2)が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために生じた利益損失に対して、利益保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 次のいずれかに該当するコンピュータシステムをいいます。 ①被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステム ②上記①を除き、被保険者が所有、使用または管理するデータセンター ③上記①および②を除き、被保険者が所有、使用または管理するクラウドサービスプロバイダが提供するクラウドサービス</p> <p>(注2) この特約の被保険者は記名被保険者とします。</p> <p>【営業継続費用保険金をお支払いする場合】 事故によって日本国内において生じた営業継続費用に対して、営業継続費用保険金をお支払いします。</p> <p>【お支払いする保険金の額】 (1) 利益保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき、保険証券記載の利益支払限度額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{保険金の額} = \text{喪失利益} + \text{防止費用} - \text{収益減少} - \text{利益免責金額}$ </div> <p>①喪失利益については、次の算式によって算出した額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{喪失利益} = \text{収益減少額} \times \text{利益率}$ </div> <p>ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{喪失利益} = \text{収益減少額} \times \text{利益率} - \text{経常費}$ </div> <p>②収益減少防止費用については、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益を限度とします。</p> <p>(2) 営業継続費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出された額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき、保険証券記載の利益支払限度額に復旧期間に対応する割合を乗じて得た額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{保険金の額} = \text{営業継続費用} - \text{利益免責金額}$ </div> <p>(3) 同一の原因により、2以上のネットワーク構成機器等の機能が停止した場合または同じネットワーク構成機器等でその機能が2回以上停止した場合は、これらの停止を一括して1事故とみなし、最初にネットワーク構成機器等の機能が停止した時に事故が発生したものとみなします。</p> <p>※【保険金をお支払いする主な場合】の【利益保険金をお支払いする場合】および【営業継続費用保険金をお支払いする場合】に規定する事故が連続して発生した場合(12時間とします。ただし、保険証券に異なる時間が記載されている場合にはその時間とします)を超えて継続した場合のみ保険金をお支払いします。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 上記①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ③ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤 ④ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動 ⑤ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること <p>(2) 次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金をお支払いしません。この場合の利益損失または営業継続費用には、次のいずれかに該当する事由によって発生した【利益保険金をお支払いする主な場合】の【利益保険金をお支払いする場合】および【営業継続費用保険金をお支払いする場合】に規定する事故が拡大して生じた利益損失または営業継続費用、および発生原因が異なる場合でも上記の事故がこれらの事由によって拡大して生じた利益損失または営業継続費用を含みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます) ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ④ 上記③以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤ 国または公共機関による法令等の規制 ⑥ ネットワーク構成機器等の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器等の能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。 ⑦ ネットワーク構成機器等の復旧または営業の継続に対する妨害 ⑧ 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置となされた場合を除きます。 ⑨ 賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由による終了または各種の免許もしくは許諾の失効もしくは停止 ⑩ 労働争議 ⑪ 脅迫行為。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑫ ネットワーク構成機器等の操作者または監督者等の不在 ⑬ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安 ⑭ 衛星通信の機能の停止 ⑮ 電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または通信・電話の供給・中継(ネットワーク構成機器等によるものを含まません)の中断または障害 ⑯ テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます) ⑰ ネットワーク構成機器等の自然の消耗、劣化(ネットワーク構成機器等の日常の使用もしくは運転に伴う摩擦、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます)または自然発熱その他これらに類似の事由 ⑱ ネットワーク構成機器等に対する修理、メンテナンス等の作業 ⑲ 物的損害。ただし、サイバー攻撃に起因して被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステム(ネットワーク構成機器等のうち②および③のコンピュータシステムを含みません)に生じた物的損害を除きます。 <p>(3) 被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合には、次のいずれかに該当する事故によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故 ② 次のいずれかの期間内にソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故 <ul style="list-style-type: none"> ア. テスト期間内 イ. 試用期間内 ウ. 正式使用から14日以内 <p style="text-align: right;">など</p>
	特約	特約の内容
営業継続費用補償対象外特約	利益損害補償特約【保険金をお支払いする主な場合】の営業継続費用に対しては、保険金をお支払いしません。	
追加記名被保険者特約	被保険者に、保険証券の記名被保険者欄に記載された者のほか、保険証券記載の追加記名被保険者を含みます。	
情報漏えい限定補償特約	【1】基本契約の補償内容の【保険金をお支払いする主な場合】のうち(1)の事故に起因する損害に対してのみ、保険金をお支払いします。プロテクト費用補償特約がセットされる場合には、【2】ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容の【保険金をお支払いする主な場合】の【情報セキュリティ事故】は、①の事故が発生した場合に記名被保険者が措置を講じることによって被る損害に限り、情報セキュリティ事故に対してのみ保険金をお支払いします。	
サイバー攻撃補償特約(ベーシックプラン用)	【2】ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容の【保険金をお支払いする主な場合】(1)情報セキュリティ事故に以下の事由を追加し、保険金をお支払いします。 【4】記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、【2】ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容の【保険金をお支払いする主な場合】(1)①から③までに該当する場合を除きます。】	

万一、事故が起こった場合

〈万一、事故が起こった場合の手続き〉

- 万一事故が起こった場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

サイバーセキュリティ保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

事故の
場合は

事故が起こった場合は、遅滞なく代理店・扱者または右記までご連絡ください。

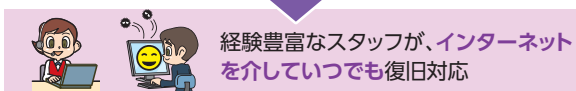
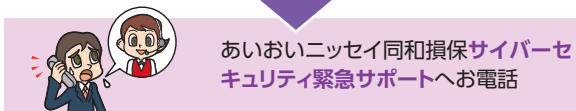
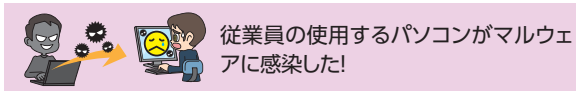
0120-985-024
(無料)

24時間・365日受付

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

サイバーセキュリティ緊急サポート

軽微なサイバートラブル(注)に関する初期の支援を目的に、専用窓口(フリーダイヤル)による初期アドバイス、リモートサポートによるウイルス駆除やセキュリティ診断等を行います。



(注)サイバートラブルとはサイバー攻撃のおそれ、システムや機器の不具合などのサイバーセキュリティに関連するトラブルをいいます。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「普通保険約款・特約集」でご確認ください。

事故発生時の専門業者紹介サービス

サイバー攻撃による情報の漏えいが発生した際など、事故原因・被害範囲の調査や事故対応のコンサルティング等の業務の外部委託をご検討されている場合には、貴社からの要請に基づき、経験豊富な専門業者をご紹介します。

提携専門業者ごとのサービス内容(一例)

調査・被害拡大防止・応急対応等	データ復旧等	コールセンター設置立ち上げ等	Webモニタリング・炎上対策等	謝罪広告・メディア対応支援等
				
セキュリティベンダ	データ復旧デジタルフォレンジック業者	コールセンター業者	ネット炎上対策業者	PR業者

※1 このサービスは、専門業者をご紹介しますものであり、専門業者の業務を無料でご提供したり、その実施をお約束するものではありません。貴社と専門業者との間で別途、委託契約等を締結いただく必要があります。 ※2 このサービスは、サイバーセキュリティ保険において保険金がお支払いできる・できないにかかわらずご利用いただけますが、貴社が専門業者に支払う費用は、この保険でお支払いの対象となる場合に限り、保険金としてお支払いします。 ※3 事故発生時でなくとも、事前の対策をお考えの企業にこれら専門業者をご紹介しますことも可能です。

ご注意ください

複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

保険料の確定精算について

この保険契約は年間の見込みの売上高等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間(ご契約期間)終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された場合には、以下の点にご注意ください。

- ・この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払い込みいただけます。 ※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
- ※企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。
- ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

● このパンフレットは「サイバーセキュリティ保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

- 「サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約された有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

https://www.aioinissaydowa.co.jp/

● ご相談・お申込先